

令和5年10月 放射性物質測定結果一覧

検査地点			採水日	測定結果(単位:Bq/kg)		
				ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
1	太田市	太田渡良瀬浄水場	10月3日	不検出	不検出	不検出
2	太田市	太田利根浄水場	10月3日	不検出	不検出	不検出
3	館林市	館林第二浄水場(配水池系)	10月3日	不検出	不検出	不検出
4	館林市	館林第二浄水場(配水塔系)	10月3日	不検出	不検出	不検出
5	みどり市	みどり塩原浄水場	10月3日	不検出	不検出	不検出
6	みどり市	みどり浄水場	10月3日	不検出	不検出	不検出
7	板倉町	板倉岩田浄水場	10月4日	不検出	不検出	不検出
8	板倉町	板倉東浄水場	10月4日	不検出	不検出	不検出
9	板倉町	板倉南浄水場	10月4日	不検出	不検出	不検出
10	明和町	明和南大島浄水場	10月4日	不検出	不検出	不検出
11	千代田町	千代田第五浄水場	10月4日	不検出	不検出	不検出
12	千代田町	東部浄水場	10月4日	不検出	不検出	不検出
13	大泉町	大泉第一浄水場	10月4日	不検出	不検出	不検出
14	邑楽町	邑楽第三浄水場	10月4日	不検出	不検出	不検出

※千代田第三浄水場は廃止・千代田第四浄水場は配水場化しましたので、検査対象から除外しました。

【参考】

○ 平成24年4月から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が10Bq/kgに設定されたことを受けて、水道水についても放射性セシウムの管理目標値として10Bq/kgが設定されました。

○ 検査の表記方法について

「不検出」とは、放射性物質濃度が検出限界値(放射性物質を測定する装置が測定可能な最低の濃度)を下回っていることを意味しています。